

広島サミット県民会議（仮称）設立総会 次第

日時 令和4年7月21日（木）15時00分～

場所 グランドプリンスホテル広島2階 瀬戸内

1 開会

広島県知事挨拶

広島市長挨拶

広島県商工会議所連合会会頭挨拶

2 議題

- (1) 広島サミット県民会議（仮称）設立趣旨について
- (2) 広島サミット県民会議（仮称）規約について
- (3) 役員を選任について

3 閉会

【配付資料】

第1号議案：広島サミット県民会議（仮称）設立趣旨（案）

第2号議案：広島サミット県民会議（仮称）規約（案）

第3号議案：広島サミット県民会議（仮称）役員（案）

参考資料：「2023年主要国首脳会議（G7サミット）」開催地決定後の主な動き

第1号議案

広島サミット県民会議（仮称）設立趣旨（案）

2023年主要国首脳会議（G7サミット）は、「2023年G7サミット広島誘致推進協議会」を中心とする官民一体での誘致活動などが実を結び、令和5年5月19日～21日、広島で開催されることとなりました。

G7サミットの広島開催は、ウクライナ情勢が緊迫化し、核兵器使用のリスクへの懸念の高まりとともに、人類存続の危機に陥りかねないという不安が世界中に広がる中、G7各国が、世界の平和と持続的な発展に向けた対話の場所として広島の地を選んだことは「国際平和文化都市」としての広島の発信力を重視したことの表れであり、広島から力強い平和のメッセージを世界中に発信し、核兵器のない真に平和な世界の実現に向けた機運を高める取組を行う必要があります。

また、G7サミットは世界中の多くの人々の注目が集まり、広島の魅力を世界に発信する絶好の機会でもあります。

広島には、世界に誇れる2つの世界遺産があるだけでなく、広島の発展を支える活力溢れる産業、豊かな自然、多彩で美味しい山海の食資産、歴史が紡いできた文化や暮らしなど、人々の生活を豊かにする上で欠かせない多くの魅力があります。その魅力を世界に発信し、広く注目を集め、広島を訪れる、あるいは選んでもらえる契機としていかなければなりません。

だからこそ、参加する各国首脳や代表団、その他の多くの来訪者には是非その魅力に触れていただき、G7サミットの開催を通じて「広島に来てよかった」と思ってもらえるよう、また、参加者等をお迎えする市民、県民にもこの機会に多くの方々に広島の良さを知っていただくことを通じて「広島で開催されてよかった」と思ってもらえるよう、サミットに関わる全ての人々に喜んでいただけるような広島サミットの開催を目指します。

このため、広島県全体の総力を結集し、「オール広島」でサミット開催の準備を着実に進める必要があることから、幅広い分野の関係者の参画を得て、ここに「広島サミット県民会議（仮称）」を設立します。

第2号議案

広島サミット県民会議（仮称）規約（案）

第1章 総則

（名称）

第1条 本会は、広島サミット県民会議（以下「県民会議」という。）と称する。

（目的）

第2条 県民会議は、広島サミットの成功を期するため、官民一体となった広島県全体の受け入れ体制を確立するとともに、併せて関連する事業の実施により、本県の活性化に資することを目的とする。

（事業）

第3条 県民会議は、前条の目的を達成するため、次の各号に掲げる事業を行う。

- (1) サミット開催に対する支援、協力及び受入れに向けた準備の推進に関すること
- (2) サミット関連事業の企画及び実施に関すること
- (3) サミット開催に関する広報・啓発及び広島県の情報発信に関すること
- (4) その他県民会議の目的を達成するために必要な事業

第2章 組織

（構成員）

第4条 県民会議は、別表に掲げる会員をもって構成する。

2 前項の規定にかかわらず、役員会の議決により、会員を変更することができる。

（役員）

第5条 県民会議に次の役員を置く。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 2名
- (3) 理事 20名以内
- (4) 監事 3名

（役員を選任）

第6条 会長は、広島県知事をもって充てる。

2 副会長は広島市長及び広島県商工会議所連合会会頭をもって充てる。

3 理事及び監事は、総会の承認を得て会員の中から会長が委嘱する。

4 役員は、無報酬とする。

（役員職務）

第7条 会長は、県民会議を代表し、会務を総理する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき、又は会長が欠けたときは、会長があらかじめ指定する順序により、その職務を代理する。

3 理事は、県民会議の主要会務に参画するほか、予算その他必要な実施事業の審議を行う。

4 監事は、県民会議の会計を監査する。

(任期等)

第8条 役員の任期は、県民会議が設置された日から県民会議が解散する日までとする。ただし、役員が就任時におけるそれぞれの所属機関又は団体等の役職を離れた場合において、その役員は、辞任したものとみなし、その後任者が前任者の残任期間を務めるものとする。

2 会長は、役員に特別な事情が生じたときは、その職を解き、必要に応じて補充することができる。

3 会長は、前2項の規定により役員の変更があった場合は、次の総会において報告する。

(顧問)

第9条 県民会議に顧問を置く。

2 顧問は、会長が委嘱し、広島県議会議長及び広島市議会議長をもって充てる。

3 顧問は、県民会議の運営に関し、会長が重要と認める事項について、会長の諮問に応じ助言を行う。

4 顧問の任期等は、前条の規定を準用する。

5 顧問は、無報酬とする。

第3章 会議

(会議の種類)

第10条 県民会議に、次の会議を置く。

(1) 総会

(2) 役員会

(総会)

第11条 総会は、会長、副会長及び会員をもって構成する。

2 総会は、必要に応じて会長が招集し、会長がその議長となる。

3 総会は、次の事項について審議し、決定する。

(1) 県民会議の規約の制定及び改廃に関すること

(2) 事業実施基本方針に関すること

(3) 決算に関すること

(4) その他第2条の目的の達成に必要と認められること

4 総会は、会員の過半数の出席がなければ開会し、議決することはできない。ただし、総会に出席できない会員は、あらかじめ通知された事項について、代理人に権限を委任し、又は書面で議決に加わることができる。

5 総会の議事は、出席会員（代理人に権限を委任し、又は書面で議決に加わった

者を含む。)の過半数で決し、可否同数の時は、議長の決するところによる。
6 会長は、必要に応じて顧問に総会への出席を求めることができる。
(役員会)

第12条 役員会は、会長、副会長、理事及び監事をもって構成する。

2 役員会は、必要に応じて会長が招集し、会長がその議長となる。

3 役員会は、次の事項について審議し、決定する。

- (1) 事業計画に関すること
- (2) 予算に関すること
- (3) 総会提案事項に関すること
- (4) 県民会議の運営に関すること
- (5) 県民会議の入会、退会に関すること
- (6) その他第2条の目的の達成に必要と認められること

4 役員会は、前項の規定により審議し、決定した内容を、必要に応じて次の総会に報告する。

5 前条第4項及び第5項の規定は、役員会において準用する。

(部会)

第13条 会長は、必要に応じ、県民会議に部会を置くことができる。

第4章 会長の専決処分

(会長の専決処分)

第14条 会長は、次の事項について専決処分することができる。

- (1) 総会及び役員会の権限に属する事項で軽易なもの
- (2) 総会及び役員会を招集するいとまがないときで、その議決すべき事項

2 会長は、前項各号の規定により専決処分したときは、これを次の総会及び役員会において報告しなければならない。

第5章 事務局

(事務局)

第15条 県民会議の事務を処理するため、事務局を置く。

2 事務局に必要な事項は、会長が別に定める。

第6章 会計

(財務)

第16条 県民会議の経費は、負担金及びその他の収入をもって充てる。

(予算及び決算)

第17条 県民会議の予算は、役員会の議決により定め、決算は、監事の監査を経て、総会の承認を得なければならない。

(会計年度等)

第 18 条 県民会議の会計年度は、毎年 4 月 1 日から始まり、翌年 3 月 31 日までとする。

2 県民会議の財務及び会計に関し必要な事項は、会長が別に定める。

第 7 章 補則

(解散)

第 19 条 県民会議は、第 2 条の目的を達成した後、総会の議決を経て解散する。

2 県民会議が解散するとき有する残余財産は、総会の議決を経て処分する。

(委任)

第 20 条 この規約に定める事項のほか、県民会議の運営に関して必要な事項は、会長が別に定める。

附則

1 この規約は、令和 4 年 7 月 21 日から施行する。

2 県民会議の令和 4 年度における会計年度は、第 18 条第 1 項の規定にかかわらず、県民会議が設立された日から始まり、令和 5 年 3 月 31 日までとする。

別表

順不同

【会員】

選出区分	機関・団体名
行政	広島県 広島市 呉市 竹原市 三原市 尾道市 福山市 府中市 三次市 庄原市 大竹市 東広島市 廿日市市 安芸高田市 江田島市 府中町 海田町 熊野町 坂町 安芸太田町 北広島町 大崎上島町 世羅町 神石高原町 第六管区海上保安本部 広島県警察 広島県教育委員会 広島市教育委員会 広島広域都市圏協議会
産業経済	広島県商工会議所連合会 広島商工会議所 一般社団法人中国経済連合会 広島経済同友会 広島県経営者協会

	<p>広島県商工会連合会 広島県中小企業団体中央会 広島県中小企業家同友会</p>
観光・宿泊	<p>一般社団法人広島県観光連盟 公益財団法人広島観光コンベンションビューロー 一般社団法人広島県生活衛生同業組合連合会 広島県ホテル旅館生活衛生同業組合 グランドプリンスホテル広島 リーガロイヤルホテル広島 ANAクラウンプラザホテル広島 ホテルグランヴィア広島 シェラトングランドホテル広島 ヒルトン広島</p>
電気・ガス・通信	<p>中国電力株式会社 中国電力ネットワーク株式会社 広島ガス株式会社 西日本電信電話株式会社中国支店 株式会社NTTドコモ中国支社 KDDI株式会社中国総支社 ソフトバンク株式会社中四国支社</p>
交通・運輸	<p>西日本旅客鉄道株式会社広島支社 広島電鉄株式会社 公益社団法人広島県バス協会 一般社団法人広島県タクシー協会 広島県旅客船協会 公益社団法人広島県トラック協会 NEXCO西日本高速道路株式会社中国支社 広島高速道路公社 広島国際空港株式会社</p>
医療・衛生	<p>一般社団法人広島県医師会 一般社団法人広島市医師会 一般社団法人広島県歯科医師会 一般社団法人広島市歯科医師会 公益社団法人広島県薬剤師会 一般社団法人広島市薬剤師会 公益社団法人広島県看護協会 日本赤十字社広島県支部</p>

	一般社団法人広島県食品衛生協会 一般社団法人広島市食品衛生協会
平和	公益財団法人広島平和文化センター へいわ創造機構ひろしま
文化	公益財団法人ひろしま文化振興財団 公益財団法人広島市文化財団

第3号議案

広島サミット県民会議（仮称）役員（案）

会長：1名、副会長：2名、理事：18名、監事：3名

計24名

【会長：1名】

選出区分	所属機関・団体・役職名	氏名
行政	広島県知事	湯崎 英彦

【副会長：2名】

選出区分	所属機関・団体・役職名	氏名
行政	広島市長	松井 一實
産業経済	広島県商工会議所連合会会頭	池田 晃治

【理事：20名以内】

敬称略・順不同

選出区分	所属機関・団体・役職名	氏名
産業経済	一般社団法人中国経済連合会会長	清水 希茂
産業経済	広島経済同友会代表幹事	田村 興造
産業経済	広島県経営者協会会長	西川 正洋
産業経済	広島県商工会連合会会長	平田 圭司
産業経済	広島県中小企業団体中央会会長	伊藤 學人
観光・宿泊	一般社団法人広島県観光連盟会長	佐々木 茂喜
観光・宿泊	公益財団法人広島観光コンベンションビューロー理事長	池田 晃治
観光・宿泊	一般社団法人広島県生活衛生同業組合連合会会長	佐々木 克己
観光・宿泊	広島県ホテル旅館生活衛生同業組合理事長	有本 隆哉
交通・運輸	西日本旅客鉄道株式会社広島支社長	藏原 潮
交通・運輸	公益社団法人広島県バス協会会長	椋田 昌夫
交通・運輸	一般社団法人広島県タクシー協会会長	信原 弘
交通・運輸	広島県旅客船協会会長	仁田 一郎
医療・衛生	一般社団法人広島県医師会会長	松村 誠
医療・衛生	一般社団法人広島市医師会会長	山本 匡
医療・衛生	公益社団法人広島県看護協会会長	山本 恭子
平和	公益財団法人広島平和文化センター理事長	小泉 崇
文化	公益財団法人ひろしま文化振興財団理事長	武田 龍雄

【監事：3名】

選出区分	所属機関・団体・役職名	氏名
行政	広島県会計管理者（兼）会計管理部長	足立 太輝
行政	広島市会計管理者	金森 禎士
産業経済	広島県商工会議所連合会事務局長	伊木 剛二

「2023年主要国首脳会議（G7サミット）」開催地決定後の主な動き

年月日	主な出来事
令和4年5月23日	岸田首相が、G7サミットの広島開催を発表
6月 9日	湯崎知事、松井市長、池田会頭が岸田首相、鈴木外務副大臣を表敬訪問
20日	広島市「G7広島サミット推進室」を設置
22日	広島県「広島サミット推進チーム」を設置
24日	県職員によるドイツサミット視察（～7月2日）
30日	広島県「広島サミット庁内連絡会議」の設置
〃	広島市「G7サミット推進本部」の設置
7月 1日	県警察本部「サミット対策課」の設置
5日	県・市職員合同による伊勢志摩視察（～6日）
15日	外務省「G7広島サミット事務局」を設置
15日	湯崎知事が、伊勢志摩視察
7月21日	<u>「広島サミット県民会議（仮称）」の設立（予定）</u>